

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 0 年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	北杜市

北杜市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 北杜市 産業観光部 林政課
所 在 地 山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
電 話 番 号 0 5 5 1 - 4 2 - 1 3 5 3
F A X 番 号 0 5 5 1 - 4 2 - 2 3 3 5
メー ル ア ド レ ス info@city.hokuto.yamanashi.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・ハクビシン・アライグマ・ツキノワグマ・鳥類（カラス等）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	山梨県北杜市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度） (単位：千円, ha, kg)

鳥獣の種類	品目	被害の現状		
		被害数値		
		被害額	被害面積	被害量
イノシシ	水稻	2,254	3.94	14,967
	麦類	39	0.25	375
	いも類	3,976	0.70	24,850
	果樹	220	0.05	813
	野菜	1,459	0.60	13,800
計		7,948	5.54	54,805
ニホンジカ	水稻	356	0.69	1,551
	麦類	97	0.62	930
	豆類	249	0.89	879
	野菜	-	-	-
計		702	2.20	3,360
ニホンザル	水稻	42	0.21	186
	果樹	68	0.10	473
	野菜	14,090	4.50	156,000
	いも類	-	-	-
計		14,200	4.81	156,659
ハクビシン	野菜	915	1.16	9,200
	果樹	-	-	-
	生活環境被害	-	-	-
アライグマ	目撃情報	具体的なデータはないが、被害は発生している。		
ツキノワグマ	農作物 目撃情報	具体的なデータはないが、農作物の被害はあり、人身被害等の可能性もある。		
鳥類 (カラス)	水稻	-	-	-
	果樹	38	0.11	253
	野菜	900	0.75	10,100
計		938	0.86	10,335

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣の種類	生息状況	被害状況	被害増減等の傾向
イノシシ	市内全域	<p>・時期：4月～11月</p> <p>・状況 山梨県特定鳥獣管理計画（以後、管理計画）では、イノシシの生息密度や個体数を把握する方法が開発されておらず、個体数を把握することは難しいとされている。 狩猟者の目撃情報や捕獲数を基本とした調査では、市内全域で目撃情報があり、生息密度も高いとされている。このようなことから市内でも、山際の集落、河川沿いの集落を中心に、水稻、芋類、圃場内の踏み荒らし等の被害情報が寄せられている。</p>	<p>人への警戒心が強いことから、人がいる場所では出没しないと言われているが、住宅地や耕作地で日中出没するなど、被害地域は広域化している。</p>
ニホンジカ	市内全域 (特に、秩父・八ヶ岳南麓・南アルプス東麓)	<p>・時期：4月～11月</p> <p>・状況 管理計画では、秩父山麓、八ヶ岳南麓、南アルプス山麓の適正密度は、農林業を優先させる標高 1000m以下では「1頭/1k㎡」、標高 1000m以上で鳥獣保護区等以外の地域では「2～4頭/1k㎡」とされている。 山梨県においては適正生息数が 4,700頭とされているが、山梨県による令和2年度調査(令和元年度末時点)では、約43,642頭と推計されている。その生息数は減少傾向にあるが、餌を求めて低標高地帯へ移動しており、山際の集落や、河川沿いの集落を中心に、水稻や野菜の食害が発生している。森林被害(苗木、樹皮の食害)についても報告がある。</p>	<p>生息数の減少から、被害地域も狭域化している。</p>
ニホンザル	大泉町を除く地域 (明野町・須玉町・高根町・長坂町・小淵沢町・白州町・武川町)	<p>・時期：通年</p> <p>・状況 北杜市内には約13群(1群30頭～100頭)が生息している。集落や農地に通年わたり出没し、農作物に大きな被害を受けている地区が多い。 管理計画では加害レベル判定基準のレベル3以上は捕獲が必要とされている。市</p>	<p>栄養状態が良く、個体数が増加しており、群の分派が確認されている。各群の行動域は拡大傾向にあり、被害は増加している。</p>

		<p>内加害群については、レベル3以上で、群によってはレベル4（茅ヶ岳群、山高群、竹宇群など）に達している。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>※山梨県特定鳥獣管理計画による管理計画加害レベル レベル3：群全体が農地に季節的に出没、人の姿を見て逃げない。 レベル4：群全体が農地にほとんど通年出没、人を威嚇する行動を見せる。</p> </div>	
ハクビシン	市内全域	<p>・時期：通年</p> <p>・状況 ここ数年、家屋屋根裏での繁殖等による生活環境被害や、住宅地での目撃情報が増加している。 農作物被害は、トムモロコシなどの野菜やブドウなどの果樹の食害が寄せられているが、痕跡から加害獣の特定が難しく被害報告がされない場合が多いため、正確な被害状況が把握できていない。ハクビシンの認識が薄く、他動物によるものと誤認され、水面下で被害が増加していることが予測される。</p>	増加傾向にあると思われる。
アライグマ	<p>明野町・白州町 ※「山梨県アライグマ防除実施計画」では、市内全域が重点対応地域に指定されている。</p>	<p>・状況 これまで被害報告は無いが、平成18年以降市内で数例の目撃情報が寄せられており、平成30年度に2頭、令和3年度に2頭捕獲された。山梨県内でも広範囲で確認されており、強い繁殖力を持つことから、今後急速に個体数を増加させ、農作物や生活環境などの被害が拡大するおそれがある。</p>	今後増加することが危惧され、被害の出る前の対策が必要。
ツキノワグマ	市内全域	<p>・時期：4月～11月</p> <p>・場所：里山や耕作地周辺山間地</p> <p>・状況 柿、栗などの果樹等の食害や枝折りの森林被害等の情報が寄せられている。人家近くに出没するため農作物被害のみならず、人身被害の危険性も高い。</p>	近年、目撃情報が多く寄せられている。

鳥類 (カラス等)	市内全域	・時期：通年 ・場所：里山や耕作地周辺山間地 ・被害状況 野菜、果樹の食害や生活環境被害（糞害等）が確認されている。	今後増加することが危惧されている。
--------------	------	---	-------------------

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）	目標値（令和6年度）	
被害額			
イノシシ（年5%減）	7,948千円	3年15%減	6,755千円
ニホンジカ（年5%減）	702千円	3年15%減	596千円
ニホンザル（年5%減）	14,200千円	3年15%減	12,070千円
被害面積			
イノシシ（年5%減）	5.54ha	3年15%減	4.71ha
ニホンジカ（年5%減）	2.20ha	3年15%減	1.87ha
ニホンザル（年5%減）	4.81ha	3年15%減	4.08ha
ハクビシン	野菜、果樹、 家屋侵入被害		
アライグマ	目撃情報	野外での繁殖防止	
ツキノワグマ	野菜、果樹 人身被害		
鳥類（カラス等）	野菜、果樹 生活環境被害（糞害等）		

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【個体数調整及び有害駆除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会に委託し、県の管理計画に基づいた管理捕獲の実施。 ・ 被害地域や農協等の要望を受けながら、猟友会等と協力した有害捕獲活動を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規狩猟者は増加傾向にあるものの高齢者が多く、依然従事者不足が深刻な状況。 ・ また、大型獣類についての捕獲方法等、技術の継承が途絶えつつある。 ・ 捕獲個体の処理（埋設処分）が捕獲従事者の負担となっている。

	<p>【捕獲体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟友会会議を年 1 回開催し、組織の強化を図るため、捕獲報償金等、捕獲活動へ支援をしている。 ・ 長野県との県境で、富士見町、南牧村、川上村とのニホンジカの共同捕獲の実施。 ・ 富士見町、原村との定住自立圏構想による有害鳥獣対策連絡会の開催及び大型の囲い檻の設置等。 ・ 捕獲機材の拡充。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害地が広域化傾向にあるため、市内猟友会 8 支部間、長野県側猟友会との円滑な連携活動の推進が必要。また、富士見町、原村との定住自立圏構想による連携強化も必要。 ・ 檻、わな、大型の囲い檻など効果的な捕獲機材や技術の情報収集と検討。
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>【防護柵の設置及び管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の要望をふまえ、市、県、国の補助事業を活用し、電気柵等の防護柵を整備し、地元住民が管理していくことで、被害防除を進めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ごとの地理的特性や、加害獣に応じた防護柵の設置が必要。 ・ 既設の柵について、地元住民による維持管理、保守点検の徹底。
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>【生息環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地に隣接した森林を帯状に整備することで、野生鳥獣が近づきにくく、追い払いのしやすい緩衝帯の推進をしている。 ・ 一級河川内が藪化し、野生鳥獣の住処となっているため、河川管理者へ環境整備の要望をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気柵等の設置にあわせ、柵際環境整備を行う必要がある。 ・ 整備後、数年で藪化するため、地域が主体となった継続的な作業が必要。 ・ 被害を受けていない土地所有者や、市外在住の土地所有者から承諾を得ることが難しく、整備が進みにくい。 ・ 農林業者の高齢化や、後継者不足により、耕作放棄地や荒廃森林が増えている。 ・ 河川内整備面積が大きく、整備が停滞。
	<p>【サルの追い払い活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ テレメトリーの活用 市内加害サル群にテレメトリー発信器を取付け、群れの行動域を把握し、追い払い活動を実施している。また、市専門職員による追い払い、調査を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレメトリーを活用し、市で行動域調査し、追い払いを行っているが、出没区域が広大で、常時追い払いを行うには限界がある。 ・ 受信器の貸し出しや、地域での購入を推進しているが、一部の保有者のみの活動に留まるため個人への負担が大きい。 ・ サルが警報器を迂回して、農地に出没することを学習しているため、テレメトリー受信器の利用を組み合わせるなど、さらなる工夫が必要となっている。

<p>【普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣害対策講演会、技術講習会の実施。 ・鳥獣ごとの特徴と対策パンフレットの作成、配布。 ・広報紙に鳥獣害に強い地域づくりを目指した取り組みを年間掲載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に頼らない、地域で行う鳥獣害対策の実施手順、方法、環境整備等の浸透が不十分。 ・収穫しない果樹、農作物残さ、生ゴミなどが、野生鳥獣を呼び寄せる事例が被害地で見られるため、誘因物の除去の啓発が引き続き必要。
<p>【地域主体の鳥獣害対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業」として、集落ぐるみで鳥獣害対策を行う地域に経費の補助を行っている。活用地域では、追い払いの消耗品（花火、電動エアガンなど）、環境整備の消耗品や燃料代にあって、対策を進めている。また、平成30年度より花火を使用する際必要となる煙火安全保安手帳の取得講習会にかかる手数料の補助を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・追い払い活動等の地域の組織作りが必要。 ・成果に時間がかかることや、対策を日常的に持続することが難しいことから、有効性について懐疑的となり、捕獲に頼る傾向がある。また、被害者以外の対策意識が低く、地域内での連携が乏しい。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

以下の3点を柱として複合的に対策を進め、被害軽減、野生鳥獣との棲み分けを目指す。

1. 「地域が主体の鳥獣害対策の取組強化」

①被害防止対策の普及啓発

野生鳥獣の生態や被害防止技術等の認識を深め、適切な被害防止対策を実施できるように、ホームページや広報紙で周知するとともに、地域ごとの説明会、有識者による講演会、現地指導等を実施する。

②地域での総合的な対策の実施

集落ぐるみで実施する鳥獣害対策を支援する「鳥獣害に強い地域づくり支援事業」により、地域での追い払い活動、耕作放棄地の解消などの環境整備を促進する。また、それらの有効性を促進する為に、テレメトリー受信機器類や電動エアガンの貸出を行う。

防護柵の設置にあたっては、地域の地理的特性や、加害獣に応じた柵の設置を推進し、補助事

業で整備した電気柵等については、有効に機能しているか検証していく。また、既設の防護柵については、定期的に地域で保守点検作業を実施するよう指導する。

地域間や猟友会、農業協同組合等との連携、対策組織等の構築を推進する。

2. 「個体数調整・有害駆除」

①管理捕獲及び有害鳥獣捕獲

特定鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル）の管理捕獲と、被害発生時の迅速な有害駆除による捕獲を実施。特にニホンジカとニホンザルは県境を越えて移動しているため、山梨県及び長野県の協力をあおぎ、県境での共同捕獲を進める計画を推進。加えて、捕獲活動の従事者となる市内8支部猟友会等の活動を支援し、支部間の連携を図る。

②地域が主体となった捕獲活動の実施

被害地域の住民が捕獲活動を行えるよう狩猟免許の取得を推奨し、狩猟免許試験申請手数料や狩猟セミナーの受講料等の補助、くくりわな購入の補助を行う。狩猟免許取得後の捕獲技術の講習会を検討する。

3. 「生息環境の整備」

里山の遷移の進行や、耕作放棄地や手入れのされない森林の増加が、集落や住宅地に野生鳥獣が出没する一因となっているため、特に集落周辺の里山の間伐や藪の刈り払いにより、野生鳥獣の隠れ場所をなくす緩衝帯の整備を推奨していく。

また、山林等の所有者が、植林、下刈り、除間伐などの山の手入れをする際、「北杜市山紫水明整備事業」として補助を行い、里山の再生を含め、健全な森林の育成を進めていく。

その他、地域の発案により先進的に取組む事業として県からの補助がついた場合は補助を行う。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

①鳥獣被害対策実施体制

下記団体で鳥獣被害対策実施体制を整え、地域における鳥獣害対策を推進し、以下の活動を実施するとともに、行政は地域で行う鳥獣害対策の強化推進、農業団体は、農作物被害の集約、農家へ被害対策の効果的かつ有効な方法等を指導する。

- ・北杜市：「林政課林政担当」「農業振興課農政担当」「各総合支所地域市民課」
- ・農業団体：「梨北農業協同組合営農部」「各支店営農指導員」
- ・活動内容

地域ごとの被害状況、傾向の把握。鳥獣類ごとの生態や被害対策の普及、啓発。地域の地形等を考えた自主防除の推進。効果的な防護柵の設置方法の普及。

②猟友会等による捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲等の体制を推進する。

捕獲については、市内 8 支部猟友会と委託契約を締結し実施している管理捕獲と有害駆除による捕獲により対応する。(有害駆除による捕獲については、猟友会あるいは有資格者とする)

市内 8 支部の猟友会の連携を推進し、長野県側の猟友会とも連携も深めて県境における共同捕獲の計画を検討する。

市内 8 支部猟友会構成状況 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

明野支部	39 人	須玉支部	38 人	
高根支部	41 人	長坂支部	27 人	
大泉支部	9 人	小淵沢支部	22 人	
白州支部	45 人	武川支部	20 人	計 241 人

対象鳥獣	捕獲区分	捕獲体制
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	管理捕獲 有害鳥獣捕獲	管理捕獲については、実施隊(猟友会)により実施。 有害駆除捕獲については、猟友会あるいは有資格者により実施。
ハクビシン	有害鳥獣捕獲	猟友会あるいは有資格者により実施。
アライグマ	山梨県アライグマ防除実施計画に基づく捕獲	猟友会あるいは市捕獲班により実施。 ※「山梨県アライグマ防除実施計画」に基づき、市の捕獲班(講習会受講者・わな猟免許保持者)が猟友会と連携し捕獲にあたる。
ツキノワグマ	有害鳥獣捕獲	猟友会により実施。
鳥類(カラス等)	有害鳥獣捕獲	猟友会あるいは有資格者により実施。

(注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容																										
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ 鳥類（カラス等）	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲機材の導入 ・サル対策として、大型囲い檻を増強。 ・実施隊の意見を参考にしながら、捕獲檻、くくりわな等を備える。 ・有効な捕獲方法を試験的に実施、検証し、新たな捕獲機材等の導入を検討する。 ・地域で購入するくくりわなの補助を行う。 ・猟友会等との連携強化 																										
	<p>捕獲する担い手の育成、確保等について</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="3">狩猟免許保持者年齢別推移（狩猟者登録者）</th> </tr> <tr> <th>年齢</th> <th>人数</th> <th>構成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20～29歳</td> <td>10</td> <td>4.2%</td> </tr> <tr> <td>30～39歳</td> <td>28</td> <td>11.6%</td> </tr> <tr> <td>40～49歳</td> <td>37</td> <td>15.4%</td> </tr> <tr> <td>50～59歳</td> <td>36</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>60～69歳</td> <td>43</td> <td>17.8%</td> </tr> <tr> <td>70歳以上</td> <td>87</td> <td>36.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>241</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>市内の狩猟免許保持者は、全体の約68.8%を50歳以上が占めている。この傾向は、中山間地域における農業従事者の担い手の高齢化と担い手不足にも比例している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規狩猟免許取得者（わな・銃）への支援を行い、（狩猟免許試験申請手数料、狩猟セミナー受講料等）猟友会への加入を促進する。 ・アライグマについては、県主催の「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を受講することで捕獲ができるため、積極的な受講を周知し、従事者を養成する。 		狩猟免許保持者年齢別推移（狩猟者登録者）			年齢	人数	構成率	20～29歳	10	4.2%	30～39歳	28	11.6%	40～49歳	37	15.4%	50～59歳	36	14.9%	60～69歳	43	17.8%	70歳以上	87	36.1%	計	241
狩猟免許保持者年齢別推移（狩猟者登録者）																												
年齢	人数	構成率																										
20～29歳	10	4.2%																										
30～39歳	28	11.6%																										
40～49歳	37	15.4%																										
50～59歳	36	14.9%																										
60～69歳	43	17.8%																										
70歳以上	87	36.1%																										
計	241	100.0%																										

令和5年度 令和6年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ 鳥類（カラス等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材の導入 ・ 前年度の捕獲状況や生息状況等をふまえ、必要に応じて捕獲機材の導入を検討する。また、所有する檻を状況に応じて修繕する。 ・ 有効な捕獲方法を試験的に実施、検証し、新たな捕獲機材等の導入を検討する。 ・ 地域で購入するくくりわなの補助を行う。 ・ 猟友会等との連携強化
	捕獲する担い手の育成、確保等について <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規狩猟免許取得者への支援を行い、猟友会への加入を促進する。 ・ わな免許取得者向けの捕獲技術講習会を検討する。 ・ 「アライグマ捕獲従事者養成講習会」を周知し、従事者を養成する。 	

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方												
近年の捕獲実績												
	令和元年度				令和2年度				令和3年度(見込み)			
	有害捕獲	管理捕獲	県管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	県管理捕獲	計	有害捕獲	管理捕獲	県管理捕獲	計
イノシシ	33	173	—	206	1	176	—	177	0	215	—	215
シカ	0	1456	1075	2531	0	1534	1140	2674	0	1700	750	2450
サル	24	176	—	200	14	189	—	203	0	200	—	200
ハクビシン	13	—	—	13	14	—	—	14	7	—	—	7
アライグマ	0	—	—	0	0	—	—	0	2	—	—	2
ツキノワグマ	0	—	—	0	0	—	—	0	0	—	—	0
鳥類	0	—	—	0	0	—	—	0	1	—	—	1
捕獲総数	70	1805	1075	2950	29	1899	1140	3068	10	2115	750	2875

1. イノシシ

(1) 分布状況

イノシシの密度や個体数を把握する実用的な方法がなく、個体数把握は難しいとされている。管理計画の目撃情報をもとに集計した図では、市内全域で目撃情報があり生息が確認されている。

(2) 捕獲計画数等の設定の考え方について

市内全域に生息が確認されており、ほぼ年間を通して被害が発生している。全体の個体密度を減少させるため、被害状況に応じて管理計画に基づく管理捕獲と有害駆除による捕獲を実施するが、イノシシは加害個体を捕獲することが有効であることから、特に耕作地周辺に生息する個体を中心に捕獲する。

捕獲計画数は、県の管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。

2. ニホンジカ

(1) 分布状況

管理計画では、北杜市は「ハヶ岳・秩父山地地域」「南アルプス地域」に属しており、それぞれの地域で目撃情報、捕獲情報が確認されている。山梨県における適正生息数は4,700頭とされているが、山梨県による令和2年度調査（令和元年度末時点）では、約43,642頭とされており、減少傾向にあるものの適正生息数には程遠い。各地域での目撃情報も少なくなっているが、局所的にハヶ岳南麓の県営牧場等の牧草地では100頭近くの群で動く目撃情報があり、場所により生息密度が非常に高い所がある。

(2) 捕獲計画数等の設定の考え方について

標高800m以上で多くの生息が確認されていることから、管理計画に基づく管理捕獲を鳥獣保護区等の捕獲圧が弱い場所で重点的に実施し、全体の生息密度を減少させる。特に被害情報の多い4月～7月中の捕獲活動を推進する。併せて、被害状況により有害駆除による捕獲も実施する。捕獲計画数は、県の管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。

3. ニホンザル

(1) 分布状況

13群の加害群を確認しており、群れの構成頭数は約30頭～100頭で、全体では約700頭と推定。

近年は、加害群の殆どが、農地や集落に通年にわたり出没。栄養状態の好転により個体数が増加し、行動域が拡大。

(2) 捕獲計画数等の設定の考え方について

被害状況に応じて管理計画に基づく管理捕獲と有害駆除による捕獲を実施する。100頭を越える群れは分裂する危険があるため、テレメトリーによる調査を反映し、個体数の多い群れの捕獲圧を強める。また、群れによっては人馴れが進行し、家屋への侵入、人への威嚇行為など加害度が上がっているため、加害個体の捕獲を重点的に行う。

捕獲計画数は、県の管理計画に基づいた管理捕獲と有害駆除による捕獲を勘案し設定。

4. ハクビシン、アライグマ、ツキノワグマ、鳥類（カラス等）

被害状況に応じて有害駆除による捕獲を実施する。

正確な生息数の把握ができていないため、被害状況等を勘案して捕獲数を設定する。

ハクビシンは、家屋への住み着きや耕作地周辺を生息域とする加害個体を中心に捕獲する。

アライグマは、「山梨県アライグマ防除実施計画」で野外からの完全排除を目標にしており、目撃情報により即時捕獲を実施する。

ツキノワグマは、人身被害発生や、同一個体が住宅周辺に頻度に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において必要最小限の捕獲とし、捕獲後は基本的に放獣を実施、状態によっては駆除の実施を検討する。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	各年度：管理捕獲 189 頭、有害駆除捕獲 15 頭（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		
ニホンジカ	各年度：管理捕獲 1,710 頭、有害駆除捕獲 40 頭（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		
ニホンザル	各年度：管理捕獲 204 頭、有害駆除捕獲 30 頭（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		
ハクビシン	各年度：有害駆除捕獲 20 頭（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		
アライグマ	各年度：可能な限りアライグマ防除実施計画に基づいて捕獲		
ツキノワグマ	各年度：有害駆除捕獲 5 頭（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		
鳥類（カラス等）	各年度：有害駆除捕獲 60 羽（ただし、各年度、被害状況を勘案し再検討）。		

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

対象鳥獣	捕獲等の取組内容		
	捕獲手段	捕獲期間	捕獲場所
イノシシ	・専用捕獲檻 ・くくりわな ・銃器を用いた、追い込みによる捕獲（山林のみ）	・管理捕獲は年間 ・有害駆除捕獲は被害発生時	・里山や耕作地周辺山間地
ニホンジカ	・専用捕獲檻 ・くくりわな ・銃器を用いた、追い込みによる捕獲（山林のみ）	・管理捕獲は年間 ・有害駆除捕獲は被害発生時	・里山や耕作地周辺山間地 鳥獣保護区等
ニホンザル	・専用捕獲檻 ・銃器による捕獲	・管理捕獲は年間 ・有害駆除捕獲は被害発生時	・加害群生息地 明野、須玉、高根、長坂、小湍沢、白州、武川地区
ハクビシン	・中型動物用箱わな	・被害発生時	・被害発生場所
アライグマ	・中型動物用箱わな	・被害発生・目撃時	・被害発生・目撃場所
ツキノワグマ	・専用捕獲檻または銃器による捕獲	・被害発生時（目撃含む）	・被害発生・目撃場所
鳥類（カラス等）	・銃器による捕獲	・被害発生時	・被害発生場所

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
ライフル銃しか所持していない狩猟者が多いため。実施隊員は、ライフル銃の他に、散弾銃やわな等を使用して、通年で、法令の範囲内の場所において捕獲を行う。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
北杜市	ハクビシン、アライグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	電気柵。 年度ごとに、地域の要望を踏まえた侵入防止柵を設置。		

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ツキノワグマ 鳥類(カラス等)	<p>○地域が行う被害防止に関する取組を支援 地域で行う各鳥獣被害防止策を支援するとともに、実践された被害防止計画の効果を検証し、見直しを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 藪の刈払い等里山の整備、緩衝帯の設置。 ・ 耕作放棄地の整備、放任果樹等の除去。 ・ 既設電気柵の管理体制の確認。 <p>○被害防止に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 獣害対策講演会、簡易柵等の設置講習会等の開催。 ・ 地域ごとに獣害説明会を実施、被害地域ごとの対策を提案及び推進。 ・ ホームページ、広報紙への掲載。 <p>○その他被害防止に関する取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ニホンザルテレメトリー発信器取付 群れの行動域（季節ごとの移動場所、エサ場）を調査し、地域住民による有効的な追い払い活動等を推進する。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンザル追い払い用資材（電動エアガン等）の購入。 ・テレメトリー受信機器の地域への貸出。
--	---

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺の里山の間伐や藪の刈り払いにより、野生鳥獣の隠れ場所をなくす緩衝帯の整備を推奨していく。 ・山林等の所有者が、植林、下刈り、除間伐などの山の手入れを行うことで、健全な森林の育成を進めていく。
令和5年度	ニホンジカ	
令和6年度	ニホンザル	

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

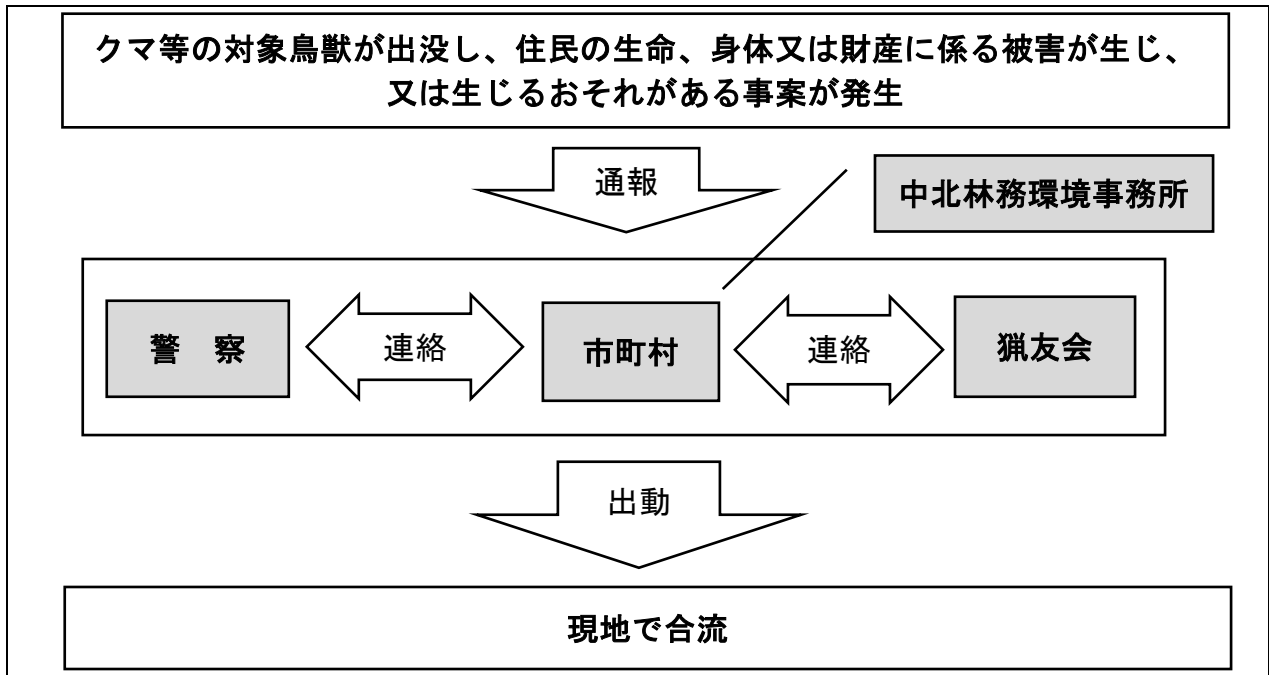
関係機関等の名称	役割
北杜市役所 林政課	各関係機関との調整、通報等の対応
中北林務環境事務所	指導及び助言
北杜警察署	警察官職務執行法の適用が必要な場合の出動、通報等の対応
峡北猟友会	捕獲の実施

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・処理方法については、原則として持ち帰るよう指導し、やむを得ない場合については生態系に影響のないよう適切に埋設処分することとする。
- ・アライグマについては、原則焼却処分とする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	捕獲したイノシシ、ニホンジカについては、生命を無駄にしないよう可能な限り明野ジビエ肉処理加工施設に搬送し、食肉として利用。 処理頭数目標：イノシシ50頭、ニホンジカ200頭
皮革	食肉加工の際、剥いだニホンジカの皮を製品として利用。

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

衛生管理等の技術向上のための研修会を実施する。

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	北杜市野生鳥獣害対策協議会
構成機関の名称	役割
北杜市	計画全体の総括 事務局
(関係行政機関) 中北農務事務所、中北林務環境事務所、森林総合研究所	農林業分野に関する技術的指導、助言
(農業協同組合) 梨北農業協同組合	生産現場での被害状況の把握、情報提供、及び被害防止対策の推進
(森林組合) 峡北森林組合	山林の被害状況、植林状況等情報提供
(農林業の代表者) 市農業委員会 会長、農事組合員等農業者	農業者被害状況等の把握、情報提供
(関係団体) 北巨摩農業共済組合 峡北猟友会 8 支部長 (明野、須玉、高根、長坂、大泉、小淵沢、白州、武川支部)	農業被害額、鳥獣害被害の把握、情報提供 捕獲活動の実施、担い手の育成協力
(その他) 鳥獣害防止技術指導員、鳥獣保護巡視員	事業を実施するにあたり適切な指導を行う 野生鳥獣の生息状況及び山林の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
信州大学 農学部	被害対策方法等に関する助言 (サル)
県総合農業技術センター	被害対策方法等に関する助言 (侵入防止柵)
県環境科学研究所	被害対策方法等に関する助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年6月に設置。(市職員6名、猟友会会員により構成)

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

八ヶ岳定住自立圏有害鳥獣対策連絡会	
目的	県域をまたいで移動する野生鳥獣への対策を広域で協議・検討する。
連携市町	山梨県、北杜市、長野県、富士見町、原村
検討会の実施	毎年1回程度

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。